

5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針

農 薬 名		指 針 値 (mg/L)
殺 虫 剤	イソキサチオン	0.08
	クロルピリホス	0.02
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン(DEP)	0.05
	フェントロチオン(MEP)	0.03
	ベルメトリン	1
	ベンスルタップ	0.9
	殺 菌 剤	イプロジオン
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩		0.06(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)		0.04
オキシシン銅(有機銅)		0.4
キャプタン		3
クロロタロニル(TPN)		0.4
クロロネブ		0.5
ジフェノコナゾール		0.3
シプロコナゾール		0.3
チウラム(チラム)		0.2
チオファネートメチル		3
チフルザミド		0.5
テトラコナゾール		0.1
トリフルミゾール		0.5
トルクロホスメチル		2
バリダマイシン		12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)		1
プロピコナゾール		0.5
ベノミル		0.2
ボスカリド		1.1
ホセチル		23
ポリカーバメート		0.3

除 草 剤	アシュラム	2
	エトキシスルフロ	1
	シクロスルファミロン	0.8
	シデュロン	3
	シマジン(CAT)	0.03
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	フラザスルフロ	0.3
	プロピザミド	0.5
	ベンフルラリン(ベスロジン) MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.1 0.051(MCPAとして)
植物 成長 調整 剤	トリネキサパックエチル	0.15

注1) 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2) 表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3) 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ([http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku\\_kijun/kijun.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html))に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。